

新潟都市計画地区計画の決定 (新潟市決定)

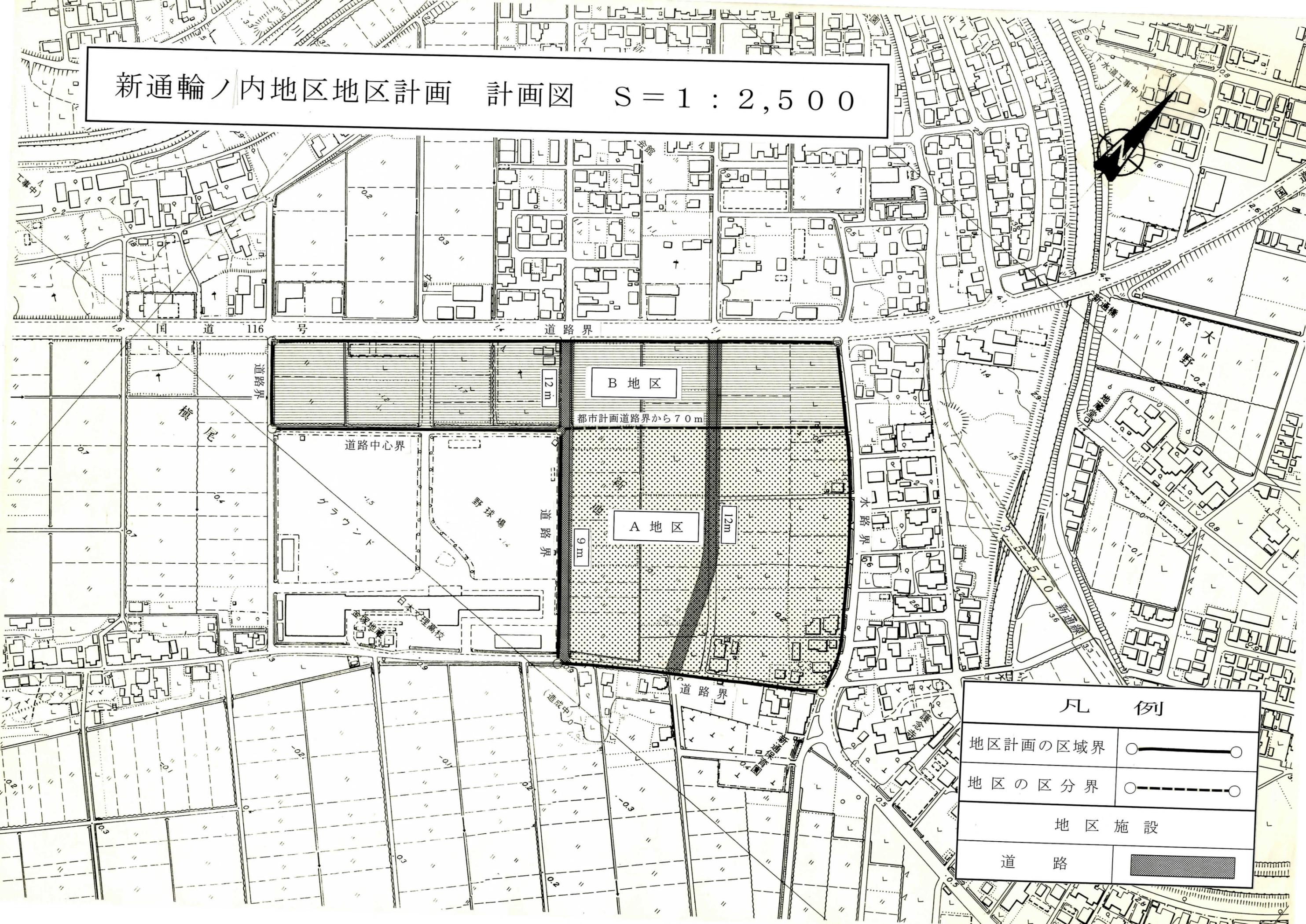
都市計画新通輪ノ内地区地区計画を次のように決定する。

名 称	新 通 輪 ノ 内 地 区 地 区 計 画
位 置	新潟市新通字輪ノ内、槇尾字布割の各一部
面 積	約 7.8 ヘクタール
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区は、新潟市中心部の西方約9キロメートルに位置し、国道116号に接しており、交通の利便性が高く住宅地としての立地条件に恵まれた地区である。</p> <p>また、開発行為により道路、公園等の公共施設の整備がされるとともに、今後、住宅地を主体とした市街地形成が図られる予定の地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、健全で利便性の高い住宅市街地の形成及び良好な居住環境の維持増進を図ることを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>良好な住宅地としての土地利用を図ることを基本とし、国道116号沿線においては、背後地の居住環境に配慮しながら、生活利便施設や沿道サービス型施設の立地にも対処し、緑豊かで、利便性の高い住宅地としての土地利用の促進を図る。</p>
	<p>地区施設の整備方針</p> <p>地区内幹線道路を基本とした区画道路を適切に配置し整備することにより、地区の利便性の向上を図る。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>1. A地区 低層住宅地としての良好な環境の形成及び保全のため、建築物の用途、高さの最高限度、壁面の位置及びかき又はさくの構造について適切な規制誘導を行う。</p> <p>2. B地区 国道116号沿線であることから、周辺の居住環境に配慮しながら、利便性の高い土地利用を図ることとし、調和のとれた市街地環境の形成及び保全のため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置及びかき又はさくの構造について適切な規制誘導を行う。</p>

地 区 整 備 計 画	地区施設の配置 及び規模		区画道路 幅員 12 m, 延長 約 340 m 幅員 9 m, 延長 約 180 m		
	地区 の 区分	区分の名称	A 地区	B 地区	
		区分の面積	約 4.6ヘクタール	約 3.2ヘクタール	
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の用途の 制限	次に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二 (い) 項第 1 号から第 6 号まで、第 8 号及び第 9 号に掲げるもの (2) 建築基準法別表第二 (ろ) 項第 2 号に掲げるもの (3) 前 2 号の建築物に附属するもの (建築基準法施行令第 130 条の 5 に規定するものを除く)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二 (は) 項第 2 号に掲げるもの (2) 建築基準法別表第二 (に) 項第 4 号及び第 5 号に掲げるもの (3) 畜舎	
		建築物の敷地面積の最低限度	_____	200 平方メートル ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地はこの限りでない。	
		建築物の高さの 最高限度	建築物の高さは、地盤面より 10 メートル以下とする。	_____	_____
			建築物の地盤面は、前面道路の高さから 0.6 メートル以下とする。 ただし、築山等についてはこの限りでない。		
	壁面の位置の 制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から 1.5 メートル以上、隣地境界線から 1.0 メートル以上離さなければならない。 ただし、次の各号に掲げるもので軒の高さが 2.3 メートル以下のものについては、当該各号の規定による。 (1) 独立した自動車車庫及び物置については、道路境界線から 1.5 メートル以上、隣地境界線から 0.5 メートル以上離さなければならない。 (2) 独立した自動車車庫で外壁を有しないものについては、この制限は適用しない。			
かき又はさくの 構造の制限	道路に面するかき又はさくの構造は生垣とする。 ただし、高さを道路面より 1.0 メートル以下としたもの、又はフェンス等で透視可能なものとした場合はこの限りでない。				

「区域、地区施設の配置及び地区の区分は計画図表示のとおり」

新通輪ノ内地区地区計画 計画図 S=1:2,500



B地区

都市計画道路界から70m

A地区

凡例	
地区計画の区域界	○——○
地区の区分界	○- - -○
地区施設	
道路	■